

別表 2 (医師又は歯科医師の要件)

担当しようとする医療	主として担当する医師又は歯科医師の要件	
	共通	特に必要とされるもの
眼科に関する医療	<p>1 当該指定自立支援医療機関における常勤の医師又は歯科医師であること。</p> <p>但し、歯科矯正に関する医療を主として担当する歯科医師にあつては、当該指定自立支援医療機関において、障害の治療に対する診療時間が十分に確保され、当該医師が不在の場合においても、当該指定自立支援医療機関の常勤歯科医師による応急的な治療体制が整備されている場合については、専任の歯科医師でも差し支えない。</p> <p>2 それぞれの医療の種類の特科目につき、適切な医療機関(注)における研究、診療従事年数が医籍又は歯科医籍登録後から通算して5年以上あること。</p> <p>(注)適切な医療機関</p> <p>1 大学専門教室(大学院を含む。)</p> <p>2 医師法第16条の2第1項の規定に基づく臨床研修指定病院</p> <p>3 関係学会の規約、規則等に基づく教育病院、教育関連病院等</p>	
耳鼻咽喉科に関する医療		
口腔に関する医療		
整形外科に関する医療		
形成外科に関する医療		
中枢神経に関する医療		これまでの研究・診療経験と、育成医療又は更生医療で対象としている医療内容に関連性が認められるものであること。
脳神経外科に関する医療		
心臓脈管外科に関する医療		
心臓移植に関する医療		心臓移植関連学会協議会・施設認定審議会の施設認定基準における心臓移植経験者であること。
腎臓に関する医療		なお、心臓移植術後の抗免疫療法については、臨床実績を有する者又は心臓移植経験者など十分な臨床実績を有する者との連携を確保できる者であること。
腎移植に関する医療	血液浄化療法に関する臨床実績が1年以上あること。	
小腸に関する医療	腎移植に関する臨床実績が3例以上あること。	
	中心静脈栄養法について20例以上、経腸栄養法について10例以上の臨床経験を有していること。	

<p>肝臓移植に関する医療</p>	<p>生体部分肝移植術又は同種死体肝移植術に関する臨床実績が3例以上あること。</p> <p>なお、肝臓移植術後の抗免疫療法については、臨床実績を有する者又は肝臓移植術経験者など十分な臨床実績を有する者との連携を確保できる者であること。</p>
<p>免疫に関する医療</p>	
<p>歯科矯正に関する医療</p>	<p>これまでの研究内容と口蓋裂の歯科矯正の臨床内容とに関連が認められ、かつ、5例以上の経験を有していること。</p>